

令和 7 年度
周南市 6 次産業化等チャレンジ支援事業
募集要領

市内産農林水産物を使用した商品の開発や販路の拡大を支援します。

1 事業の目的

市内産農林水産物を使用した 6 次産業化や農商工連携の取組みを支援し、農林漁業者の所得向上や農林水産物の需要拡大を図ることを目的とします。

2 補助の対象となる事業者

市内に住所・事業所を有し、次のいずれかに該当する者

- (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づき市が認定した者）
- (2) 山口県漁業協同組合の正組合員
- (3) 農林漁業者により組織される法人又は団体
- (4) 市内産農林水産物を使用した加工品の製造を行う法人又は団体
- (5) しゅうなんブランド認定事業者
- (6) 周南市地産地消推進店に認定され、又は認定されようとする者
- (7) その他市長が必要と認める者

※上記のうち団体は、規約及び代表者の定めがあるものが対象となります。

3 補助の対象となる事業

次の要件を全て満たす事業

- (1) 市内産農林水産物を主な原材料として使用する加工品の開発又は改良に係る事業であること。
- (2) 実現性及び継続性が見込める事業であること。
- (3) 当該事業により開発し、又は改良した商品を補助対象者が所有する店舗以外で販売すること。
- (4) 当該事業の全部又は一部に別の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 過去 3 年度間に本補助金の交付を受けていないこと。

4 補助対象経費等

事業区分	経費	補助率 補助対象経費の上限
ソフト 事業	1 商品開発及び改良費 (1) 試作品作成 (2) パッケージデザイン開発等 (3) 試作に必要な機器のレンタル (4) 成分分析 2 市場評価経費 (1) 試験販売 (2) アンケート調査 3 商談会等出店経費 (1) 商談会等出展料 (2) 旅費 4 販促資材費 (1) パンフレット作成 (2) 商品PR資材の作成 (3) ECサイトの作成 5 その他市長が特に必要と認めるもの	【補助率】 1 / 3 以内 【補助対象経費の上限】 1 0 0 万円未満
ハード 事業	1 施設等又はそれに附帯する設備の整備に要する経費 (1) 原材料保管施設（倉庫、冷凍・冷蔵庫） (2) 加工処理施設（加工施設・機器、包装機器、建物） (3) (1) 又は (2) に附帯する設備 2 その他市長が特に必要と認めるもの ※いずれも当該事業における商品開発又は改良に関するものに限ります。	【補助率】 3 / 1 0 以内 【補助対象経費の上限】 3 0 0 万円未満

5 事業実施期間

原則単年度。ただし、単年度での実施が困難な場合に限り、2年度間とします。

※補助期間が2年度間となる場合であっても、1事業者あたりの補助対象事業費の上限額は、単年度で実施する場合と同額です。

※2年度間の場合、年度ごとに交付申請に基づき補助金額を決定するため、予算の状況や前年度の実績等により、次年度の補助金が減額され、又は交付されない場合もあります。

6 応募手続

(1) 事前相談

補助対象要件や応募書類への記載内容に不備がないか確認するため、応募書類の

案を作成し、相談窓口へ提出してください。併せて内容のヒアリングを行います。

応募書類	事業計画書（様式 2）の案、収支予算書（様式 3）の案 経費内訳書（様式 4）の案 ※相談時点で分かる範囲の記載で構いません。
相談期限	令和 7 年 5 月 30 日（金）まで
相談窓口	〒745-8655 周南市岐山通 1-1 周南市 農業振興課 道の駅リニューアル推進室 宛 電 話 0834-22-8369 FAX 0834-22-8375 E メール noshin@city.shunan.lg.jp

（2）事業の応募

事前相談後、応募書類を必要に応じて修正の上、提出してください。

応募書類	事業応募申請書（様式 1）、事業計画書（様式 2） 収支予算書（様式 3）、経費内訳書（様式 4） 経費に関する見積書等
応募期限	令和 7 年 6 月 13 日（金） ※応募期限必着
提出方法	持参、郵送、Eメールのいずれかにより提出
提出先	事前相談の相談窓口と同じ

7 事業の審査

（1）1次審査：書面

応募書類に基づき、補助対象要件を満たしているかを書面審査し、6月下旬を目途に結果を連絡します（審査を通過した場合、2次審査の詳細を併せて案内します。）

（2）2次審査：審査委員会による審査（プレゼンテーション）

書面審査を通過した場合は、応募書類に基づくプレゼンテーションによる審査を行います。審査は、周南市6次産業化等チャレンジ支援事業審査委員会が行います。審査基準は次のとおりで、審査員の合計点が6割以上であることを最低基準とし、予算の範囲内で採択します。

【審査基準】

項目	基準	配点
素材	市内産農林水産物が活かされる商品であるか	15
優位性	開発又は改良をする商品に新規性や優れた特徴などがあり、類似のものと差別化が図られ、優位性があるか。	15
必要性	消費者・実需者ニーズを捉えた上で、事業を計画しているか。	10
市場性	事業の実施により、関係者の所得の向上が見込まれるか。	10

実現性	事業を具体的に計画しており、実現性が高い内容となっているか。	10
妥当性	事業を実施する上で、体制やスケジュールが妥当であるか。	10
継続性 将来性	開発又は改良をした商品が、継続して生産・流通され、将来的に発展していく見込みであるか。	10
地域への 波及効果	地域の雇用の確保や地域農業者との連携、地域の知名度向上など、地域経済への波及効果が期待できるか。	10
その他	持続可能な開発目標（SDGs）の推進に寄与する取組を行っているか。	10
合 計		100

（３） 審査結果の通知

採択の可否は、7月中旬頃を目途に書面で通知します。（採択された場合、補助金の交付手続きについて併せて案内します。）

（４） 補助金の交付申請等

事業計画が採択された場合は、市が指定する日までに補助金交付申請書を提出してください。

※事業の開始は、補助金の交付決定通知後に必ず実施してください。交付決定前に実施した場合、補助対象外となります。

８ スケジュール

募集から事業開始までは、次のスケジュールで実施します。

① 事前相談	令和7年5月30日（金）まで
② 応募書類提出	令和7年6月13日（金）まで
③ 事業の審査	令和7年7月上旬（予定）
④ 審査結果の通知	令和7年7月中旬（予定）
⑤ 補助金の交付申請	令和7年7月下旬（予定）
⑥ 補助金の交付決定	令和7年7月下旬（予定）
⑥ 事業開始	交付決定後

９ その他

補助金の交付を受けた事業者は、事業を終了した年度の翌年度から3年間、事業の成果について毎年度、成果報告書（様式5）を作成し、当該年度の翌年度の5月末までに市長に報告する必要があります。

10 参考：事業の例

●いちごシャーベットの商品化

補助事業者	認定農業者（いちご栽培）							
事業内容	いちごシャーベットの商品化							
	商品開発及び改良事業（ソフト事業）				補助対象事業費 90万円 補助額 30万円			
	○試作品作成○パッケージデザイン開発等○成分分析○アンケート調査○PR チラシ作成							
スケジュール	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試作品作成 成分分析								
アンケート調査								
パッケージデザイン PR チラシ								

●じゃこてんぷらの商品化

補助事業者	市内産農林水産物を使用した加工品の製造を行う市内の団体							
事業内容	じゃこてんぷらの商品化							
	商品開発及び改良事業（ソフト事業）							
	○試作品作成○パッケージデザイン開発等○成分分析○アンケート調査 ○PR チラシ作成				補助対象事業費 99万円 補助額 33万円			
	施設等整備事業（ハード事業）							
	○機器の整備				補助対象事業費 180万円 補助額 54万円			
スケジュール （1年度目）	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試作品作成								
成分分析								
アンケート調査								
スケジュール （2年度目）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
パッケージデザイン								
PR チラシ								
機器の整備								